

第十五号様式（第三十八条関係）（平30国交令1・追加）
（表面）

9 センチ メー トル	第 年 月 日 号
	所 属 庁 氏 名
	年 月 日 生
	通訳案内士法第五十九条において準用する同法第二十九条 第三項の規定による証明書
	年 月 日 まで有効
	所属庁 印
	9 センチメートル

（裏面）

9 センチ メー トル	通 訳 案 内 士 法 抜 粋
	（登録証の提示等）
	第二十九条 （略）
	2 全国通訳案内士は、その業務を行っている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
	3 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、全国通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。
	（準用）
	第五十九条 前章第四節（第三十条を除く。）の規定は、地域通訳案内士の業務について準用する。（略）
	第六十七条 第二十九条第一項又は第二項（これらの規定を第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
	9 センチメートル